

情報商材

「必ずもうかる」 にだまされないで!!!

情報商材とは・・・

インターネットで販売されているお金のもうけ方などに関する情報



情報商材の特徴



情報商材は、PDF形式などの電子媒体で取引されることが多く、パソコンやスマートフォン等を使ってダウンロードや閲覧をすることができます。事業者によっては、動画やメールマガジン、アプリケーションで配信したり、冊子やDVD等に加工して契約者に送付する場合があります。

□ 相談事例 1 □

副業に興味があり、SNSのサイトに登録した。すぐに業者からメッセージが届き、ネットで簡単な作業をすると、1日3万円もらえると勧誘された。1万円でマニュアルを購入したが、更にサポートを受ける為の費用が必要だと言われた。

□ 相談事例 2 □

インターネットで広告を見ていたら、金銀の取引に10万円預けると1か月30万円儲かる方法を教えるという情報商材の紹介があった。そのプログラムをダウンロードする価格は28万円、儲からない場合は全額返金補証がついていた。そんなに簡単に儲かるなら1か月で元が取れると思いクレジットカードで決済した。その後、プログラムに参加し取引したが儲からない。解約したい。



アドバイス



☆ 情報商材は、広告に注意して慎重に検討しましょう。

・「誰でもできる簡単作業で毎日収入が得られる」「パソコン入力だけで確実に即金〇万円振り込まれる」などという話は実現困難な場合が多く、「必ず」「確実に」等の断定的な広告がある場合には、注意が必要です。簡単に短期間で大金を稼げるという誇大広告や体験談をうのみにしてはいけません。

☆ 返金保証があるからと言って、安易に契約してはいけません。

・情報商材の広告には、「返金保証」という記載が見られます。消費者の多くは、この「返金保証」を信じて軽い気持ちで情報商材を購入してしまいがちですが、実際は、返金保証の条件を満たすのが非常に困難であったり、返金保証を満たしていても販売者が全く応じなかったり、業者と連絡がつかなくなってしまうケースもあります。また、情報商材をクレジットカードで契約している場合は、クレジットカード会社にも連絡し、事情を説明しましょう。

☆ 購入する前に販売者の連絡先等を確認しましょう。

・作業内容や業者の表示内容を確認してみて、少しでも疑問があったら契約をするのはやめましょう。

☆ 最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

・広告に不当な表示があったり、販売者が対応しない等のトラブルや、カード会社との交渉で困った時は、勧誘時の説明内容や交付された書面、カード払いの場合は、支払回数や販売価格等により、被害の救済が可能になる場合があるので、購入時の画面等のデータなどの資料を整理して、東大和市消費生活センターまたは、※『消費者ホットライン 188 (いやや)』へご相談ください。

※消費者ホットライン 188…全国共通の電話番号。局番なしで「188」を押すと、地方公共団体が設置している身近な消費者センターや相談窓口へご案内します。

簡単に儲かることはありません！

決して信用しないようにしましょう。契約する前には、家族や身近な人や消費生活センター等に相談しましょう。

「格安スマホ」



契約前にサービス内容を 確認しましょう！

格安スマホ とは…



- 格安スマホとは、自社で通信回線設備を持たない事業者が自社で通信回線設備を持つ事業者から通信回線設備を借りて提供する移动通信サービスのことです。
- 格安スマホの事業者は、通信設備の維持費がかからず、サービス内容を限定することでコストを抑え、比較的安価な料金でサービスを提供できます。
- 一方、自社で通信回線設備をもつ事業者と同じサービスが利用できるとは限りません。代替機の提供サービスがない、メールアドレスの提供がないなど、サービスが異なる場合があります。

事例

格安スマホをインターネットから契約したが、使い方や不明な点を問い合わせたくても、実際の店舗がなく、サポートの電話窓口しかないが、何度かけても話し中でつながらない。家族や周りの人に聞きながら使ってきたが、事業者にはわからないこともあると思う。何とかしてほしい。

アドバイス



- 格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、故障時の対応や問合せ窓口が電話やホームページ等に限定されている場合があります。契約前にサポート体制等の内容についてよく確認しましょう。
- 格安スマホは、独自のメールアドレスの提供がなかったり、故障時に代替機の貸出サービスが有料であったりするなど今までの携帯電話会社とサービス内容が違う場合があります。自分が必要とするサービスを確認し、よく検討してから契約しましょう。
- 不安に思う事やトラブルが生じた場合には、東大和市消費生活センターまたは『消費者ホットライン188』にご相談ください。

消費生活センターに相談しよう！

消費生活センターとは…



消費生活センターは、都道府県や市区町村等が運営している消費生活に関する相談機関です。専門の相談員が事業者との契約や商品・サービスの品質等に関する相談を受け付け、助言や必要に応じてあっせんを行います。東大和市消費生活センターでは、毎週月・火・水・金曜日の週4日相談員が対応しています。

相談をするときには…

相談員は消費生活に関する専門家ですが、相談をすれば自動的に問題が解決するわけではありません。相談者と一緒に考え、解決方法を探ります。相談する際はトラブルの内容によって異なりますが、契約書、見積書、保証書などの資料があると正確に問題点を把握するのに役立ちます。最初から完璧な資料をそろえなければと思うことはありませんので、気軽にご利用ください。

注意喚起 情報

架空請求のハガキにご注意を！

市内で法務省の名称等を不正に使用した架空請求ハガキが送られてきたとの情報が多数寄せられています。ハガキに書かれた電話番号には決して連絡せず無視するか、東大和市消費生活センターまたは、消費者ホットライン 188 へご相談ください。

契約・解約に関する相談など不安なときは、
下記の窓口へご相談ください。

東大和市消費生活センター

毎週 月・火・水・金曜日（予約優先）
午前 10 時～午後 4 時まで受付

TEL: 042-563-2111 (内線 1713)

東大和市役所 3 階⑥番窓口地域振興課内

【東大和市ホームページもご覧ください】

<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

トップページ⇒くらしの情報⇒生活情報

